

二〇一一★冬号

九段会計通信

発行：九段会計事務所

東京都千代田区九段北4-1-1

電話：03-3222-5271

暦の上では、もう春ですね！寒さを通り越えて、早く暖かくなれば良いのですが…

◆目次◆

- ・ 所長挨拶
- ・ 社長を知る！「有限会社アンリミットジャパン様」
- ・ 平成23年度税制改正について
- ・ タバコの増税について一言！
- ・ 医療費控除はどこまでOK？



所長挨拶

九段会計事務所 代表 税理士 高木 功治

あけまして、おめでとございます。引き続き本年も九段会計事務所をよろしくお願い致します。日本経済はエコカー補助金などの景気刺激策の終了・縮小に伴う反動で個人消費は落ち込んでいます。また、海外経済の回復の鈍化により、日本経済の回復要因の主役である輸出が勢いを欠いています。これらの結果、日本の景気は当面暗い状況が続く見通しです。

ただし、アジア経済の自律回復や、アメリカの

ブッシュ減税の延長、さらには日本の新たな経済対策の実施などにより、緩やかに回復基調に向かう事も考えられます。

日本企業の海外に目を向けた取り組みのニュースを、最近特に目にします。社内の言語を英語にするなど、今までには無かった傾向です。「ポータル経済」と、かなり前から言われてきました。人口減少や少子高齢化が本格的になってきた日本市場で勝負し続ける事は、どう考えても先細りになるばかりです。また、新興国等の経済発展を取り入れなければ、明るいビジョンが描けません。当然の流れなのでしょう。

そんな中、昨年の秋に中国の大連に視察に行つて参りました。大連市は旧満州国の一部で人口は約590万人、人々はとても親日的です。東京から約三時間と近く、緯度は仙台と同じ位です。近年、日本企業向けのBPO（ビジネスプロセスア



ウトソーシング）業務やソフトウェア開発などで有名です。

弊社の顧問先様である株式会社グレイスケールの茂手木社長のアテンドで、現地に進出した日本企業や、法律事務所、コンサルティング会社、現地企業など多くの会社にお邪魔し、社長や担当者から色々なお話を伺いました。



それまで私は中国には良い印象を持っておらず、全く興味は無かったのですが、人々や街の熱気を五感で感じ、結果として多くの気付きを得る事ができ、とても満足な視察となりました。

私は日本の高度経済成長期を経験した事はありませんが、おそらくこんな感じだったのでしょう。「今日より明日の方が良い」世界です。デフレ下の日本の「今日より明日の方が悪い」世界の反対で、経営者としてワクワク感がこみ上げてきました。それと同時に、日本に対しての大きな危機感も感じました。それは、モチベーションが今の日本人と全く違うということです。大連では激しい競争の中、少しでも向上しようと努力を重ねています。例えば、日系企業に転職するため、日本語検定1級を取得するため仕事の後に日本語学校に通っています。また、高校三年生は夜の九時十時位まで高校で補講を受け、帰宅後夜中まで復習、予習をしています。そんな、向上心ややる気のある若い人材がたくさんいるとの事です。

一方、日本では、若い社員にやる気や熱意が無いという話を多くの社長から聞きます。マスコミでも若い世代の内向き安定志向の報道が頻繁に聞

こえてきます。また、民主党の大衆迎合の税制改正による高額所得者への増税で、がんばるモチベーションが削がれてしまっています。結果として優秀な日本人は海外に出ていき、やる気のない日本人で社会主義的な貧しい国になってしまっているのではないのでしょうか。

この競争原理の格差と中国の人口を考えると、日本の将来が心配でなりません。若い世代に夢やがんばるモチベーションを与えられるよう、中小零細企業の経営者が日本の外にも目を向けて自社を発展させることが、我々にできる最大の貢献だと思っています。我々中小零細企業の経営者が井の中の蛙ではなく、大きく外に開いた思考ができれば、日本の将来も開けてくると信じています。たった飛行機で三時間の所に急成長の市場があるのですから、少なくとも経営者の思考の中に入れるべきだと思います。

日本企業にとって、中国はコストセンターからマーケットへの転換期です。あと数年でコストセンターとしてのメリットは無くなり、中国進出には政治体制や商慣行等たくさん壁がありますが、コスト削減から市場への変化に適応し、その時その時で利益を出せる仕組みを作れるかどうか、中国進出成否のカギになると思います。

私は四十歳という未知の世界に突入しました。ITの出現で世の中の変化のスピードが加速度的に増えています。今年は「成長スピード」という言葉をキーワードに私および九段会計事務所は全力で駆け抜けていきます。

皆様にとって、今年が素晴らしい年になるよう心からお祈りしております。
※大連視察ツアーは定期的に行こうと思っておりますので、興味のある方はお声掛けください。



中国(大連)視察に
行って参りました

★第6回★
社長を知る!

九段会計事務所 所員 新井 良平

新春いかがお過ごしでしょうか。今年「社長を知る!」は、寒い冬でも周辺温度は5度高いほど熱い、人生全力投球120%の有限会社アンリミットジャパン、大澤敬造社長をお招き致しました。

新井「まず、起業の経緯を教えてくださいませんか?」
大澤社長「起業する前にいた会社が工場や営業重視の会社で、設計・開発を軽視していた風潮がありました。何もないところからものを生み出す設計・開発がもっと評価され、自信を持って働けるような会社を作りたいかった。」

もともと、設計がしたくてある会社に就職しました。でも入社時は100人中ビリ。だから配属先は「何でもやる部署」。つまり「他部署でやらない仕事」が入ってくるんです。その上ほったらかしにされることもあったり、厳しい環境でした。それから、給料が安かった。学歴が違うから、翌年入ってきた大卒の後輩よりも自分の方が安月給なわけです。それが悔しかったです。だから仕事では負けたくないと思いましたね。他に負けられないつもりでやってきたのは、今も変わらないですね。役職も人より早く上がって、自分の学歴ではあまりないスピードで出世しましたね。

「有限会社アンリミットジャパン様」
大澤敬造社長が代表取締役を務められていた有限会社アンリミットジャパン様は、医療周辺機器や各種端末等の企画、設計、試作、製造、販売をされる会社です。最近自社ブランド商品「og(オージー)」がテレビ放送や新聞掲載、大手小売店店頭に並ぶ等、勢いのある顧問先様です。

「その悔しさ、ハングリー精神がエネルギーだったのでしょうか。」
大澤社長「それが一番大きかったですね。嫉妬してもしょうがない、力で示すしかないと思

ました。当時、上司には食いついていくんだけど、部下や後輩は認めなかったですね。絶対弱いところは見せない、技術的な面で何か言ってきたら絶対言い負かす。嫌な奴だったと思います(笑)

30歳くらいになり、役職がついて上にいくにつれ、上司を見て、あの年でこうなるかな、というのが見ええました。決まった線路の上を歩くような気がしたんですね。で、退職して、終わり？みたいな。一体俺の人生なに？みたいな。なんで決まっているところを歩かないといけないんだろう、と凄く悩んで、会社を辞めました。その後声をかけて頂いた別の会社で設計と営業を5年くらい勉強させて頂きました。でも会社との方向性の違いが出てきて、今の創業メンバーがそれを後押ししてくれた。その後は早かったですね。忘れもしない8月12日、仲間と一緒に物件を見ていて、まだやるかどうか決まらないうま物件が先に決まった。9月13日に会社を設立し、10月には業務が始まっていた。しばらくは今までの仕事の延長でした。

「経営者」を意識された瞬間はありますか？
大澤社長—ここ1年の業績悪化による危機感で、徐々に経営者になってきた気がします。だんだん孤独感が出てきましたけど。今までは、社員とは上司と部下、同僚のようだった。今では厳しい話もしないといけない。経営者になってしまったのかな、と思う。

今までは自分が一番よく知っているんだ！という曲げられない思いがありました。今はお客

様が向いている方向でよりよい提案をしていくことが大切なんだな、と思います。あとは電話の出方や、言葉遣いも変えました。「はい、大澤です」ではなくて「はい、大澤でございます」。応対一つとっても「本当にふさわしいか？」
「本当にそのままがいいのか？」と問う時、ちょっと経営者っぽいのかな、と思います。



大澤社長

—前期で見事V字回復をされました。これから苦境を迎える社長へアドバイスをお願いします。
大澤社長—厳しい環境によって、経営者になる資格を貰いました。周囲にいるすばらしい方々は、皆苦しさを経験している。上へいくにはこの経験は避けられないんだな、と。これに乗る切らないようでは私も経営者になれないな、と。2009年の冬頃から非常に危機を感じて、年明けから社員も減っていった。でもこれくらいで音をあげているようではまだまだ。死んでも乗り切る！という思いはものすごくありましたね。駄目になるときは見事に全部だめになる。
昨年末に社員と、ウチの会社はどう、自分の夢はどう、という事を確かめたが、今思えば自分一人焦ってやっていると、社員は誰とも聞いていなかったと思う。「社長が一人で騒

いでる」と。信頼している社員に「ここまでしないと経営的に厳しい」と伝えた時、本当は「死に物狂いでやるよ」と言っていたけど、答えは「無理」。それで彼らが辞めていくと、下の社員も「本当に会社は大丈夫か」と不安になる。すると挨拶もしなくなる。いくら私が大声出しても逆効果でした。で、あるときから言うのをやめました。自分一人でもやる！という思いで仕事をしました。一番資金が苦しかった時も、「ここを乗り切れば絶対いける」と気持ちが高くなっていった。すると不思議なもので、お金もついてくる。経験して分かったことは非常に多かったです。

最近同じような思いをしている社長に会ったんですが、死んでも会社をつぶすな、絶対いい時がくる、とアドバイスしました。経験したかからはつきり言える。苦境に立つても辛いなと思わずに、経営者になる資格をもらった、超える新しいものが見えてくる、という気持ちでやってほしい。自分の限界を高く設定して行動し、充実感や達成感を得ること。「社長業」はスリリングだがものすごく達成感が得られる仕事。それを楽しむことが大事。これだけ辛い思いをしているんだから今度は絶対いい時がくるぞ、と思う。絶対会社をつぶさないと腹を決め、限界点を上げて、楽しむ！そうすれば、持ち直した時に誰にも遠慮なく、良くなれる。僕からすると、諦める方が罪悪感ですね。諦めるくらいなら死んだ方がマシだと思おう。

「そういう思いを持たれたのは社長になつてからでしょうか？」

大澤社長「意地は昔からあった。悔しがり屋でしたね。悔しさをバネにして生きてきた。嫌なものにはエネルギーにすればよい。最近悔しさを逆にありがたいと思えますね。」

社長になる前ですが、1年3カ月のうちに父親や祖母が4名亡くなった。その時に人生観が変わりました。人生って何だろう、と考えた。失礼だけど、亡くなった人は本当に幸せだったのかな、と。「親父、幸せだったのかよこれ？」と。そう悩むなら、自分で道を決めていきたい。大澤社長「面白い人間だった、と言われたい。」

「どういふところは最低だけど、こういうところは筋が通つてたよね、と光るものを一個残したい。最低な部分ならたくさんあるのですが…(笑) 早いかもしれませんが、親父が死んだ年齢に近くなつてきたし、自分の人生をどうクローズするか考えないといけないと思つています。何かをやり残したくない。欲張つて、いろんなことをしたい。死んだとき、誰かに何かをリレーしたい。経営者って会社をリレーできる可能性が高いけど、それに加えて、関係してくれた誰かに何かをお渡ししたい。もの凄く儲かつてもお金なんて全て使つてしまふと思うから、残せるのは「気持ち」かなつて。それを残せるような生き方をしないとイケない。」

「具体的にはどこで光りたいですか？」
大澤社長「会社でいえばウチにしかない技術を

やつていきたいし、個人としては、名物社長になりたい。馬鹿だけ楽しく、豪快に笑つて生きたい。具体的なモデルというより、今付き合せて頂いている社長のいいところ取りをしたいね。両極端を知る。まず相反することの許容を広げて、その間を細かく分ける。これが良い、これが悪い、白か黒かではなくて、その間に答えがある。あるときは4対6、あるときは1対9のグレー。全てを否定せず、どれもありだね、と思う。両極端を、やらないにしても知ることが大切。キー



大澤社長 in snow☆

ワードはバランス、スムーズさ。実はそれって私がオフでやつているスキーの世界とつながつていて、斜面状況や天候等に合わせるリズムやタイミングやバランスをコントロールする人ほど、うまい。それがバランス能力。そうはいいながら、大事なものは一つ持っていないといけない。つきぬける一本も、バランスも、両方持っていたい。これは永遠の課題かもしれないですね。」

「家庭と遊びのバランスをとるコツは？」
大澤社長「お付き合いのある社長の方々は家庭を非常に大切にされている。見習いたいですね(笑) 私は仕事・遊び・人づきあいのウエイトが大きい。行く気がないのに、誘われたら行つてしまふ。最初は1次会で…のつもりが、いつ

のまにか閉店まで(笑) 毎回そのパターン。

その分、子供と、濃く付き合います。一緒にスポーツする、ゲームする、風呂に入る。上から「子供なんだから」ではなく、一緒に楽しんでしまふ。対等に付き合うから、子供も委縮しない。厳しいことも言いますが、遊ぶ時はメリハリつけます。盛り上がつたらとことんやらせます。子供と夜の街に繰り出したり、「酒飲め」とか、射撃やつて「この景品全部取れ」みたいな(笑) 子供も楽しんでるけど、実は自分が一番楽しんでる。何でも、せっかくやるんなら楽しむ。どうしたら楽しめるか、と考えますね。仕事でも「嫌な人だな」と思うより、「どんな人だろう？」といつと探しをする方が自分のためにもなるし、人と付きあうのが楽しくなる。一緒にいる人が楽しいと言つていると、自分も楽しくなる。楽しんだ方が「お得」ですから。

「今後、どういった形で世の中に貢献されていくのかを是非聞かせて下さい！」

大澤社長「会社の理念にもありますように、諦めない気持ちと探究心で、多くの人を喜ばせた



大澤社長と「eg」

い。これに尽きます。人に楽しんでもらいたい、喜んでもらいたい。使ってよかった！と言われる製品を作りたい。弊社はたまたま物を生み出す仕事をしているので、それができる環境を活かしたいですね。多くの人、特に社会的な弱者に喜んで頂けるようなものが造りたい。これから高齢化社会になります。悲しい老人にはなりたくないじゃないですか。社会的立場が弱い人に「ああ良かった」って言ってもらえたら一番嬉しいです。でも甘やかすのではない。持っている力を最大限生かしてもらって、足りない部分を補う道具がいい。何でも便利だと退化する。楽しみながら、トレーニングが少しできるようなイメージですね。そういった物作りを通じて、日本に貢献したいですね。

「インタビュを終えて・・・」
度々出てきたのは、「閾値」という言葉でした。つまり「限界」を知ってそのバランスを取ること、「限界」を押し上げる努力を、腹を決め、楽しんでやること。紙面の都合でかなり割愛したのが悔やまれますが、たくさんのお話を頂きました。
ご多忙な中でのインタビュー、誠にありがとうございました！



平成23年度税制改正について

副代表兼川崎支社長 税理士 森 雅浩

明けましておめでとうございます。本年も税理士法人九段会計事務所及び川崎支社をご愛顧のほどよろしくお願い申し上げます。

平成23年度の税制改正にしまして、昨年来より新聞紙上をにぎわせておりますが、昨年12月16日に「税制改正大綱(案)」が公表されました。例年通りの流れをたどれば、この税制改正大綱がそのまま国会で決議され、税制が改正されることとなります。今年も国会が不安定であり変更が加わる可能性も否定できませんが、本原稿執筆時点ではそれも分かりませんので、税制改正大綱の中身で重要と思われる改正について、ここで見ていきたいと思います。

〔法人課税〕

①法人税率の引き下げ(有利)

平成23年4月1日以後に開始する事業年度より、法人税率が現行の30%から25.5%に変わります。また、中小法人の年800万円までの所得についても現行の18%から15%に変わります。

②減価償却制度の見直し(不利)

平成23年4月1日以後に取得する減価償却資産の償却費計算における定率法の償却率が見直され、結果として、計上できる減価償却費が少なくなります。

③欠損金の繰越控除制度の見直し(不利)

青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除の限度額が、その繰越控除をする事業年度のその繰越控除前の所得の金額の80%相当額となります。ただしこの改正は、中小法人等は対象外となっています。

④欠損金の繰越期間の延長(有利)

青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越期間が9年(現行は7年)に延長となります。この改正は平成20年4月1日以後に終了した事業年度において生じた欠損金について適用となります。

⑤雇用促進税制の創設(有利)

一定の要件を満たした法人が、事業年度末の従業員のうち雇用保険一般被保険者の数が前事業年度末に比して10%以上、かつ、5人以上(中小企業者等については2人以上)増加したこと等の公共職業安定所の長の確認を受けた場合には、一定の要件の下、当該事業年度の法人税額から、増加した雇用保険一般被保険者の数に20万円を乗じた金額を控除できる措置を講じられます。ただし当期の法人税額の10%(中小企業者等については20%)を限度とします。

〔個人所得課税〕

①給与所得控除の上限設定(不利)

給与収入が年間1500万円を超える場合の給与所得控除額を245万円とし、それが上限となります。さらに法人の役員等で年間の給与収入が2000万円を超える場合は、245万



円 の 給 与 所 得 控 除 が 徐 々 に 減 っ て い き、 年 間 の 給 与 収 入 が 4 0 0 0 万 円 を 超 え る 場 合 の 給 与 所 得 控 除 が 1 2 5 万 円 と な っ て 下 げ 止 ま る 形 に な り ます。 この 改 正 は 平 成 2 4 年 分 の 所 得 税 より 適 用 し ます。

〔資産課税〕

① 相 続 税 の 見 直 し (不 利)
相 続 税 の 基 礎 控 除 が 3 0 0 0 万 円 (現 行 5 0 0 0 万 円) プ ラ ス 法 定 相 続 人 1 人 に つ き 6 0 0 万 円 (現 行 1 0 0 0 万 円) と な り、 ま た 税 率 も 引 き 上 げ ら れ ます。 この 改 正 は 平 成 2 3 年 4 月 1 日 以 降 の 相 続 に 適 用 し ます。

② 贈 与 税 の 見 直 し (有 利)
贈 与 税 の 税 率 の う ち、 二 十 才 以 上 の 者 が 直 系 尊 属 か ら 贈 与 を 受 け た 場 合 の 贈 与 に つ い て、 引 き 下 げ ら れ ます。 この 改 正 は 平 成 2 3 年 1 月 1 日 以 降 の 贈 与 に 適 用 し ます。

以 上 で す。 紙 面 の 都 合 上、 多 く の 方 が 該 当 す る と 思 わ れ る 改 正 を、 本 当 に か い つ ま ん だ 形 で 載 せ て い る た め、 説 明 不 足 の と こ ろ が 多 々 あ る と 思 わ れ ます。 この 記 事 を 読 ん で 不 明 点 等 ご ざ い ま し た ら 何 な り と 弊 社 担 当 まで ご 質 問 下 さ い。 税 制 改 正 全 体 の 印 象 と し ま し て は、 法 人 関 係

は 減 税、 個 人 は 増 税 と い う 感 じ で し ゃ う か。 改 正 の 細 部 に つ い て は 今 後 決 定 し て い き ま す が、 この 改 正 に よ り、 法 人 と 個 人 を 一 体 と し た 節 税 を 考 え た 場 合 の 対 策 も 変 わ っ て く る と 思 わ れ ま

す。 弊 社 は、 各 顧 問 先 様 に 合 っ た 対 策 を 講 じ て い く 所 存 で ご ざ い ま す の で、 この 点 に つ き ま し て も 弊 社 担 当 に ご 確 認 いた だ け れ ば と 思 い ます。

①法人課税			
項目	内容	適用期日等	有利か不利か
法人税率の引き下げ	法人税率が現行の30%から25.5%へ、また、中小法人の年800万円までの所得についても現行の18%から15%に引き下げられます。	平成23年4月1日以後に開始する事業年度より	有利
減価償却制度の見直し	減価償却資産の償却費計算における定率法の償却率が見直され、結果として、計上できる減価償却費が少なくなります。	平成23年4月1日以後に取得する減価償却資産より	不利
欠損金の繰越控除制度の見直し	青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除の限度額が、その繰越控除をする事業年度のその繰越控除前の所得の金額の80%相当額となります。ただしこの改正は、中小法人等は対象外となっています。	平成23年4月1日以後に開始する事業年度より	不利
欠損金の繰越期間の延長	青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越期間が9年(現行は7年)に延長となります。	平成20年4月1日以後に終了した事業年度において生じた欠損金について適用	有利
雇用促進税制の創設	一定の要件を満たした法人が、事業年度末の従業員のうち雇用保険一般被保険者の数が前事業年度末に比して10%以上、かつ、5人以上(中小企業者等については2人以上)増加したこと等の公共職業安定所の長の確認を受けた場合には、一定の要件の下、当該事業年度の法人税額から、増加した雇用保険一般被保険者の数に20万円を乗じた金額を控除できる措置を講じられます。ただし当期の法人税額の10%(中小企業者等については20%)を限度とします。	平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度	有利
②所得課税			
項目	内容	適用期日等	有利か不利か
給与所得控除の上限設定	給与収入が年間1,500万円を超える場合の給与所得控除額を245万円とし、それが上限となります。さらに法人の役員等で年間の給与収入が2,000万円を超える場合は、245万円の給与所得控除が徐々に減っていき、年間の給与収入が4,000万円を超える場合の給与所得控除が125万円となって下げ止まる形になります。	平成24年分の所得税より適用	不利
③資産課税			
項目	内容	適用期日等	有利か不利か
相続税の見直し	相続税の基礎控除が3,000万円(現行5,000万円)プラス法定相続人1人につき600万円(現行1,000万円)となり、また税率も引き上げられます。	平成23年4月1日以降の相続等に適用	不利
贈与税の見直し	贈与税の税率のうち、20才以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合の贈与について、引き下げられます。	平成23年1月1日以降の贈与等に適用	有利
④消費税			
項目	内容	適用期日等	有利か不利か
免税事業者の要件の見直し	個人事業者のその年又は法人のその事業年度につき現行制度において事業者免税点制度の適用を受ける事業者のうち、次に掲げる課税売上高が1千万円を超える事業者については、事業者免税点制度を適用しないこととします。 (イ) 個人事業者のその年の前年1月1日から6月30日までの間の課税売上高 (ロ) 法人のその事業年度の前事業年度(7月以下のものを除く。)開始の日から6月間の課税売上高 (ハ) 法人のその事業年度の前事業年度が7月以下の場合で、その事業年度の前1年以内に開始した前々事業年度があるときは、当該前々事業年度の開始の日から6月間の課税売上高(当該前々事業年度が5月以下の場合には、当該前々事業年度の課税売上高)	平成24年10月1日以後開始する事業年度	不利
仕入税額控除制度の見直し	課税売上割合が95%以上の場合に課税仕入れ等の税額の全額を仕入税額控除できる消費税の制度については、その課税期間の課税売上高が5億円(その課税期間が1年に満たない場合には年換算)以下の事業者に限り適用することとします。	平成24年10月1日以後開始する事業年度	不利

タバコの増税について一言！

九段会計事務所 所員 戸田 允人

昨年2009年末に閣議決定された税制改正大綱の「1本当たり3.5円の増税」が、遂に今年2010年10月1日から施行されることになりました。非喫煙者にとつては良いニュースと言えますが、私を含めて喫煙者である方々には大変ショックな出来事だったと思います。以前の平均的なタバコ1箱300円の値段が100円〜140円の値上げとなりました。ではなぜ1本当たり3.5円の増税で110円〜140円の値上げになるのでしょうか？タバコは普通1箱20本入りですので、20本×3.5円で70円の値上げで済むはず。その答えはこういうことなのです。タバコメーカーが増税による利益確保のために1本当たり1.5円の値上げを実行し、合計1本当たり5円の値上がりでタバコ1箱当たり100円値上がりすることになり、そこにさらに消費税等が加わり、実際には110円〜140円の大きな値上がりになったということです。そもそもタバコは税負担率が6割にもものぼる、日本でも最も税負担率の重い商品の一つになっています。1箱410円のタバコの場合、264.4円(64.5%)が税金だということです。因みに税金の内訳は、国たばこ税106.04円(25.9%)、地方たばこ税122.44円

(29.9%)、たばこ特別税16.4円(4%)、消費税19.52円(4.76%)です。

すでに多額の税負担をしているのだから、これ以上の増税はやめてほしいと思ってしまうのは私だけでしょうか？喫煙者側の意見として、タバコ税の収収で国や地方が助かっているのだからもつと喫煙場所を増やしてほしいだとか、喫煙者だけに税負担を強いるのは不公平だとか、不満がいろいろあるようですが、非喫煙者側の意見を調べてみると、決して喫煙者だけの意見が正しいということはないようです。

非喫煙者から見ると喫煙者のマナーや健康志向の社会から見ると喫煙者・非喫煙者の人体への影響は確かに問題があると言えます。タバコによる税収があるということも事実ですが、喫煙による医療費などの社会負担額がその税収を上回っているという報告もあるようです。さらに日本のタバコ税は海外のタバコ税に比べると安いなど、喫煙者の私から見ても残念ながら非喫煙者の意見の方に分があるように思えてきます。私としては非常に頭の痛い問題ですが、今後タバコの増税は間違いなく進んでいくように思います。そうなる前に私も早く禁煙できればいいのですが・・・

医療費控除について一言！

九段会計事務所 所員 税理士 分田 真

新しい年を迎えると、個人の確定申告に関するご相談をよく受けます。特によく受ける相談として「これは、医療費控除の対象となりますか？」というものがあります。医療費控除の対象となるもの、ならないものの判断に迷われる方が多くいらっしゃいます。

そこで今回は、確定申告時期に向けて、多くの方が気になる「医療費控除」の対象となるもの、ならないものについて、お届けしたいと思います。

＜医療費控除とは＞

自分自身や家族のために医療費を支払った場合に、その医療費の合計額が10万円(※)を超える場合には、その超える部分の金額(上限200万円)を所得金額から控除することができます。これを「医療費控除」といいます(所法七十三)。

この場合の家族とは、お財布(生活費)が一緒の配偶者その他の親族に係る医療費を指しますので、たとえばご自身の両親に係る医療費を負担した場合であっても、お財布が別であれば、その医療費はご自身の医療費控除の対象とはならない点に注意を要します。



また、医療費控除の対象となる医療費とは、診療費、薬代、入院費などを指しますが、具体的にどのようなものが対象となるか、よくお問い合わせをいただく費用を次にまとめてみましたので、ご参照ください。

〈医療費控除の対象となるものならないもの〉

- ・疲労回復、健康増進の為に
サブメント代↓×
- ・ドラッグストアで購入した風邪薬代↓○
- ・おむつ代↓寝たきりの場合は○(書類が必要)
- ・入院時のシーツクリーニング代、手術着代↓○
- ・差額ベッド代(特別室代)
↓病状によるもの等一定の事由は○
- ・入院中に外泊許可を受けたときの
帰宅旅費↓×
- ・要介護認定者のショートステイ利用料
↓介護保険給付対象に係る自己負担額は○
- ・車通院のためのガソリン代、高速代、駐車場代↓×
- ・健康保険組合から受取った「出産育児一時金」
↓支払った医療費から差し引きます

医療費控除として、所得金額から控除できれば、その分支払う税金が安くなります。次のページには、家族分の医療費をまとめるシートをご用意しました。医療費を支払った場合には、このシートで算定してみましよう。シートへ記入する際は、各人毎に病院別に領収書をまとめて

記入すると手間が少なくて済みます。こちらで算定してシート内のAからBを差し引いた金額が10万円(※)を超える場合には、医療費控除について確定申告をすると税金が安くなりますので、検討してみてください。

なお、確定申告をする場合には、医療費控除の対象とした医療費に係る領収書等が必要ですが、家中の領収書等をかき集めることからはじめましよう。

(※) 所得金額の5%相当額が10万円より少ない場合には、10万円を「所得金額の5%相当額」と読み替えます。

〈編集後記〉

編集担当の新井です。年齢を重ねる毎に一年が早く感じる、というのによく聞く話です。「5歳にとって一年は人生の5分の1、100歳にとって一年は人生の100分の1」という過去の時間量によって時間を測っているからだと言われます。暦や時計などで表す絶対的な時間だけではなく、過去経験した時間との比較や充実感といった相対的な時間も存在するのですね。相対的な時間は不平等。今年一年が早かったなあ、と考える瞬間が、今年もまたあつと言う間に来そうな気がします…

九段会計通信冬号は以上です。



株式会社アクアハウス様、株式会社アクセルホーム様、株式会社クレメンティアホーム様、有限会社ネヴァーランド様、株式会社ワンツーホーム様と旅行に行つて参りました。各社様、毎年ありがとうございます！



初詣☆

年末恒例の山梨旅行に行つて参りました！

企画・デザイン・試作から筐体設計まで
総合的な開発業務を行っています。

工業力学
かゆまされた
高性能オーバー
オリジナル製品

楽しく! 便利に!
簡単に!

イーヴォ
[eg]



こだわりをこの形に

unlimit 有限会社 アンリミット・ジャパン

〒206-0014 東京都多摩市名田 1154-1 多摩ファイブプラザビル 2 F
TEL 042-355-7110 FAX 042-355-7118
http://www.unlimit-j.co.jp

GRAPHIC DESIGN

あなたの「……したい!!」を
デザインいたします

印象に残る
会社案内を
新規制作
したい!!

販売促進用に
新商品の
カタログを
作成したい!!

お店の
ロゴ・メニュー・
チラシ・POPを
新しくしたい!!



企画・デザイン・撮影・印刷納品までの
一貫したご依頼も承ります。

gg 有限会社 グラン gren
〒150-0011
東京都渋谷区東1-11-13
☎03-5485-3085
☎03-5485-3086

当社資料を
ご希望の方は
ぜひご連絡
ください。

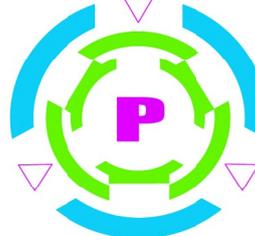
中央物流有限会社

物流でああなたのニーズにお応えします。

- ・一般貨物自動車運送事業
- ・産業廃棄物収集運搬事業
- ・倉庫事業(保管・荷役)
- ・引越、移転作業等

〒208-0023
東京都武蔵村山市伊奈平2-75-3
電話:042(520)2636
FAX:042(520)2635

ホームページのデザイン・制作
WEB SYSTEMの開発



PHASE
System.Produce&Management
株式会社フェイズ

当社ではお客様のニーズに合わせたホームページを
制作致します。お気軽にお問い合わせ下さい。

ホームページデザイン + システム制作
社内LANやサーバー構築などのイントラネット環境整備・設置

info@phase.jp Tel. 03-6908-5012
http://www.phase.jp/

広告の
ソコチカラ
をみせます!

ポステイング以外でも、
お手伝いできることが、
きつとあります。

株式会社スマートライン
〒121-0836 東京都足立区入谷9-12-7
tel:03-5839-8861 fax:03-5839-8862

これさえ知っておけばOK!

**プライバシーマーク
取得ガイドブック**

まずは
ご連絡ください



池田 昌史
株式会社エム・ソフト
0120-966-831
pmark-consul@aim-soft.co.jp

チラシご持参の方ディナータイム10%off

ネパールインドレストラン&パースバ

中野南口店
中野区中野2-28-1
プロスバ中野1F
TEL:03-3229-4555
http://www.subha.co.jp/index.htm



★広告募集! &
「社長を知る」
出演者募集!

貴社と弊所の
<Win-Win>を目指す
～九段会計事務所～

GRAY SCALE

中国ビジネスにご興味があればグレイスケールまでご連絡を!
豊島区西池袋3-31-8-2F
TEL:03-5949-5667 http://www.gray-scale.jp/